

「きずな社会づくり条例」の概要

『自治会』と『地域まちづくり推進委員会』の活動を活性化していくうえでの3つの基本理念（第2条）

- ◆ 支え合い、助け合いの精神を大切にし、地域で暮らす人々のつながりを強化します。
- ◆ 地域で暮らす人それぞれの価値観と自主性を尊重します。
- ◆ 地域で暮らす人、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市がお互いの役割を理解し、協力しあいます。



宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例(平成28年6月施行)

～(通称) きずな社会づくり条例～

宮崎市では、これまで、自治会が地域住民同士の親睦と絆（きずな）を育みながら、支え合い及び助け合いの精神で、地域住民の生活に最も身近で地域に密着した活動に取り組んできました。

また、地域まちづくり推進委員会も、それぞれの地域の特色を生かしながら、地域の課題の解決に向けた実践的な活動に取り組んできました。

このように、自治会及び地域まちづくり推進委員会は、地域の各種団体と連携しながら、その活動を通じて、住民主体のまちづくり及び地域社会の振興に大きく寄与してきたところです。

しかしながら、近年の価値観及び生活様式の多様化に伴い、地域に対する住民の関心及び住民相互のつながりが希薄化し、地域の活動に参加する住民が減少している状況にあります。

このような中、住民相互の交流を促進しながら地域の連帯感を醸成し、住民が主体となって良好な地域社会を守り育していくためには、自治会活動及び地域まちづくり推進委員会が行う地域のまちづくりに資する活動の活性化を、市民、事業者及び市が連携して推進していく必要があります。

そのため、本市では自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動について、基本理念並びに市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市の役割を定め、それらの活性化を推進するため、この条例を制定しました。

未来へつなぐ きずな社会づくり



宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例

～(通称) きずな社会づくり条例～

あなたも『自治会』や『地域まちづくり推進委員会』の活動に参加してみませんか？

自治会とは？

自治会は、住民が自主的に組織し、地域を快適で住みよくするための活動を行う、私たちの生活に最も密着した団体です。

地域まちづくり推進委員会とは？

自治会単位では解決が困難な地域課題に対して、自治会の枠を超えて、地域協議会や様々な団体と連携して、課題解決に向けた活動を行う団体です。

ひとりでは解決できないこと。

『自治会』と『地域まちづくり推進委員会』は
様々な問題をみんなで話し合い、
解決に向けた取組を行っています。



防犯パトロール



見守り活動



防災訓練

こんなことありませんか？



地域の運動会



環境美化活動



防犯灯の維持管理



登下校の見守り



情報の回覧



道路にごみが
落ちたまま…
ごみ集積所も汚れて
いるよね



夜道が暗くて
こわいわ

朝の通学路は
危ないよね

お隣さんて
どんな人
なんだろう

?

お隣の
おばあちゃん、
一人暮らしだけど
大丈夫かな



大きな災害が
起きたら、誰か
助けてくれるかな



住民どうしの支え合い



地域の史跡案内



Q.

『自治会』への加入や『地域まちづくり推進委員会』の活動に参加するためには、どうすればいいの？

A.

「自治会」加入については、お住まいの地域の自治会長さんや班長さん等に、「地域まちづくり推進委員会」への参加については、各地域まちづくり推進委員会の事務局へお尋ねください。

自治会長さんが分からない場合や、地域まちづくり推進委員会事務局の連絡先については、宮崎市地域コミュニティ課、各総合支所、地域センター、地域事務所へお問い合わせください。

